

指定工事店のみなさまへ

～・～・～半田市水道部上水道課より大切なお知らせ～・～・～

令和元年 10 月 1 日から指定工事店の指定に有効期限が設定され、更新制に変わりました。

指定工事店の資質の維持・向上を目指して、水道法の一部が改正され、令和元年 10 月 1 日から指定工事店の指定に有効期限が設定されました。有効期限後も引き続き指定工事店として活動するには、有効期限の末日までに指定を更新していただく必要があります。

令和元年 9 月 30 日現在指定を受けている工事店さまは、本市から指定を受けた日によって、現在の指定の有効期限が決まります(下表参照)。更新後の有効期限は 5 年です。

指定を受けた時期	現在の指定の有効期限
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日まで
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日まで
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日まで
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日まで
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日まで

- 更新の要件や必要書類は新規指定の申請時とおおむね同じです。
- 指定の更新には、更新手数料 10,000 円がかかります。
- 更新対象となっている工事店さまには、郵便にて別途通知いたします。工事店さまの名称・事業所の所在地等に変更がある場合には、速やかに届け出て下さい。

更新制に関するお問い合わせ先

半田市水道部上水道課給水担当

TEL0569-84-0681 FAX0569-26-4074